

熊本県公報

号外 第 67 号
平成 16 年 12 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会 計 課) 2

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県会計規則の一部を改正する規則
 - 1 市町村の合併に伴い、「松橋警察署」を「宇城警察署」に、「一の宮警察署」を「阿蘇警察署」に、「矢部警察署」を「山都警察署」に名称を改めることとした。(別表第1関係)
 - 2 この規則は、次に掲げる日から施行することとした。
 - (1) 松橋警察署を宇城警察署に改める改正規定 平成17年1月15日
 - (2) 一の宮警察署を阿蘇警察署に、及び矢部警察署を山都警察署に改める改正規定 平成17年2月11日
- ◇熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
 - 1 熊本県税特別措置条例の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。
 - (1) 開発地区内における県税の課税免除関係(第2条、第3条、第4条、別記第1号様式(その1)、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式関係)
 - (2) 拠点地区内における県税の不均一課税関係等(第3条、第4条、別記第3号の4様式、別記第3号の6様式、別記第3号の7様式、別記第4号の4様式、別記第4号の6様式及び別記第4号の7様式関係)
 - 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第61号

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税特別措置条例施行規則(昭和39年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

- 第2条中「条例第2条第1号、」を削る。
- 第3条第1項中「条例第2条第2号、」、「、条例第4条の8第1項第1号又は第2項の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不動産取得税不均一課税申請書(別記第3号の4様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不均一課税予定申請書(別記第4号の4様式)とする。)を」及び「、条例第4条の10第1項第1号の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不動産取得税不均一課税申請書(別記第3号の6様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不均一課税予定申請書(別記第4号の6様式)とする。)を、条例第4条の11第1項第1号又は第2項第1号の規定により不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不動産取得税不均一課税申請書(別記第3号の7様式。ただし、当該土地に係るものについて条例第7条の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不均一課税予定申請書(別記第4号の7様式)とする。)を」を削り、同条第2項中「条例第2条第2号、」、「、当該土地が条例第4条の8第1項

第1号又は第2項の規定の適用を受けられることとなったときは、直ちに不動産取得税不均一課税申請書（別記第3号の4様式）を」及び「、当該土地が条例第4条の10第1項第1号の規定の適用を受けられることとなったときは、直ちに不動産取得税不均一課税申請書（別記第3号の6様式）を、当該土地が条例第4条の11第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用を受けられることとなったときは、直ちに不動産取得税不均一課税申請書（別記第3号の7様式）を」を削る。

第4条中「、条例第2条第1号若しくは第2号」及び「、条例第4条の8第1項第1号若しくは第2項」を削り、「、条例第4条の10第1項第1号又は条例第4条の11第1項第1号若しくは第2項第1号、」を「又は」に改める。

別記第1号様式（その1）及び別記第2号様式中「第2条第1号・」及び「開発地区、」を削る。

別記第3号様式中「第2条第2号・」を削る。

別記第3号の4様式を次のように改める。

別記第3号の4様式 削除

別記第3号の6様式及び別記第3号の7様式を次のように改める。

別記第3号の6様式及び別記第3号の7様式 削除

別記第4号様式中「第2条第2号・」を削る。

別記第4号の4様式を次のように改める。

別記第4号の4様式 削除

別記第4号の6様式及び別記第4号の7様式を次のように改める。

別記第4号の6様式及び別記第4号の7様式 削除

別記第5号様式中「第2条第2号・」及び「開発地区、」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の改正規定（「条例第2条第2号、」を削る部分を除く。）、第4条の改正規定（「、条例第2条第1号若しくは第2号」を削る部分を除く。）並びに別記第3号の4様式、別記第3号の6様式及び別記第3号の7様式、別記第4号の4様式並びに別記第4号の6様式及び別記第4号の7様式の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第62号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「松橋警察署」を「宇城警察署」に改め、同表の6の項中「一の宮警察署」を「阿蘇警察署」に改め、同表の8の項中「矢部警察署」を「山都警察署」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の2の項の改正規定 平成17年1月15日

(2) 別表第1の6の項及び8の項の改正規定 平成17年2月11日